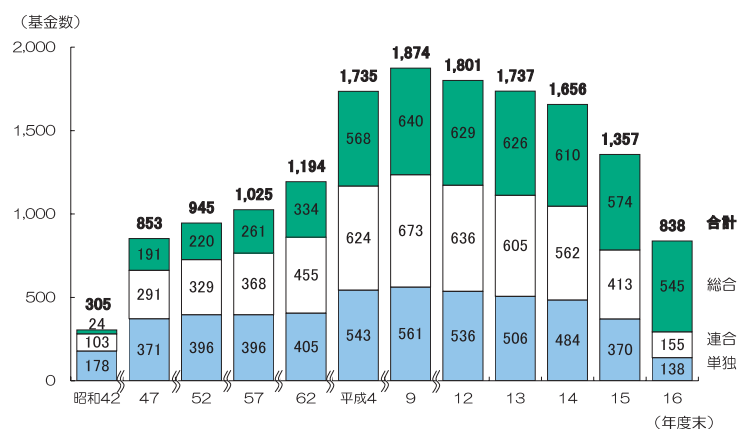


3 厚生年金基金の現状

厚生年金基金制度は、昭和41（1966）年に発足した古い歴史を持ち、厚生年金の給付の一部を代行して行うとともに、企業の実情等に応じて独自の上乗せ給付を行うことができる、わが国の企業年金の中核的な制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷などの環境変化に伴う財政悪化等を原因とする基金の解散や、代行給付に伴う制約（終身年金を原則とするなど）のない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にあります。

＜図8-1＞厚生年金基金数の推移



(注) 各年度の第4四半期業務報告書による。
(資料) 「企業年金に関する基礎資料」企業年金連合会

＜表8-3＞厚生年金基金数・加入員数の状況（平成16年度末）

		基金数	加入員数（人）		
			計	男子	女子
総計	計	838	6,152,009	4,413,866	1,738,143
	代行型	97	729,718	539,283	190,435
	加算型	741	5,422,291	3,874,583	1,547,708
単独設立	計	138	358,258	214,673	143,585
	代行型	3	4,826	3,814	1,012
	加算型	135	353,432	210,859	142,573
連合設立	計	155	1,065,900	796,652	269,248
	代行型	23	64,219	45,909	18,310
	加算型	132	1,001,681	750,743	250,938
総合設立	計	545	4,727,851	3,402,541	1,325,310
	代行型	71	660,673	489,560	171,113
	加算型	474	4,067,178	2,912,981	1,154,197

(注) 「代行型」とは、掛金等の算定基礎となる標準給与や給付額の算定方法について厚生年金本体と同様の方式を用いて設計するもの。「加算型」とは、給付内容を基本部分と加算部分に分け、基本部分は厚生年金本体と同様の方式を用いて設計し、加算部分については基金独自の考え方により弾力的に設計するもの。

(資料) 「企業年金に関する基礎資料」企業年金連合会